

環境サプライヤーガイドライン

第 1 版

2021 年 9 月 24 日

ブラザー工業株式会社

【目次】

ブラザーグループ 環境方針

1. はじめに
2. 本ガイドラインについて
3. 適用範囲
4. 用語の定義
5. 環境に関する要求事項および要望事項
 - 5.1. 環境許可と報告
 - 5.2. 汚染防止と資源削減
 - 5.3. 有害物質
 - 5.4. 固形廃棄物
 - 5.5. 大気への排出
 - 5.6. 物質の制限
 - 5.7. 水の管理
 - 5.8. エネルギー消費および温室効果ガスの排出
 - 5.9. 環境管理システムの構築
 - 5.10. 環境ラベルへの対応
 - 5.11. 生物多様性の保全
6. 改訂履歴

附属書Ⅰ ブラザーグループグリーン調達基準書

環境保全活動を推進している取引先様より、ブラザーグループが定める有害な化学物質を含有していない物品を購入するグリーン調達活動を行うために、ブラザーグループのグリーン調達活動に関する要求事項を取引先様に伝達することを目的とした基準書です。

附属書Ⅱ 環境ラベル対応取引先要求基準書

お客様が要求する地球環境に配慮された製品を創出するため、ブラザーグループのプリンティング・アンド・ソリューションズ事業製品で積極的に取得している環境ラベルに関する要求事項を集約し、取引先様に伝達することを目的とした基準書です。

なお、本基準書は、ブラザーグループのプリンティング・アンド・ソリューションズ事業製品に使用される部品および材料のみに適用されます。

ブラザーグループ 環境方針

基本理念

ブラザーグループは、持続的発展が可能な社会の構築に向け、企業活動のあらゆる面で地球環境への配慮に前向きで継続的な取り組みを行っていく。

環境基本方針

環境への配慮は、すべての活動の基本となる。製品が開発・設計され、製造され、お客様によって使用され、やがて廃棄され再利用されるまで、すべての段階で安全かつ環境に対する影響を十二分に配慮する。

行動指針

1. 製造・製品・サービスのすべての事業活動領域において環境目標を定め、環境側面を継続的に改善する。
2. 製造・製品・サービスのすべての事業活動領域においてエネルギー使用量削減の重要性を認識し、バリューチェーン全体にわたってエネルギー使用量の削減、効率化につとめる。
3. 事業を展開するすべての国で法規制を遵守することはもちろん、汚染の予防、環境負荷の低減に高度な倫理観を持って行動する。
4. 技術・製品の開発設計に当たっては、資源の節減(効率化)・循環、有害物質による汚染の回避を常に考え行う。
5. ブラザーグループ各社の個々の自主的取り組みを尊重しつつ、「一体のグループ」として環境上の使命を達成する。
6. 環境教育、社内広報活動等により、全社員の環境意識の向上、啓発につとめる。
7. お客様、地域社会、その他関係者に対して、当社の環境に関する取り組みを積極的に開示し、理解を得る。
8. すべての事業活動領域において生態系への影響の削減に努め、生物多様性の保全に取り組む。

1. はじめに

2015年に策定された「持続可能な開発目標(SDGs)」および「パリ協定(気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定)」などを契機に、世界は「持続可能な社会の実現」に向けて着実に動いています。

このような潮流の中、ブラザーグループでは「ブラザーグループ環境方針」に従った持続的発展が可能な社会の構築に向け、気候変動などの地球規模の環境課題の解決に貢献していくために、2018年3月、「ブラザーグループ 環境ビジョン 2050」を策定するとともに、そのマイルストーンとして「2030年度 中期目標」を設定しました。現在、この環境ビジョンおよび中期目標に基づき、「CO₂ 排出削減」、「資源循環」および「生物多様性保全」に関する活動を強化しています。

また、2002年6月には「グリーン調達基準書」を定め、その後改訂を重ねつつも、環境保全活動を推進している取引先様より、ブラザーグループが定める有害な化学物質を含有していない物品を購入するグリーン調達活動を継続的に行っています。

さらに、ブラザーグループがお客様のニーズや時代の変化に応じて、さまざまな製品を提供し続けるとともに、環境への負荷を軽減していくためには、取引先様をはじめとしたビジネスパートナーのみなさまとの協働が不可欠であると考えております。この考えのもと、ブラザー工業では、2019年1月に持続可能なサプライチェーンの構築を通じて企業の社会的責任を推進する世界的な業界団体である Responsible Business Alliance(RBA)に加盟・参画し、ビジネスパートナーのみなさまとの協働を強化する取り組みも行っています。

これら状況のもと、ブラザーグループが取引先様と共に達成すべきと考える環境に関する取り組み事項を明確にお伝えすることが必要と考え、新たに「環境サプライヤーガイドライン」を制定しました。

本ガイドラインの内容をご理解のうえ、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

2. 本ガイドラインについて

本ガイドラインは、Responsible Business Alliance (RBA) が策定および公表している RBA 行動規範 (RBA Code of Conduct 7.0) の C. 環境の項に準拠しています。

本ガイドラインに記載の各基準は、RBA が公表している RBA 行動規範に趣旨を変更しない範囲でブラザーグループ独自の表現および注釈を追加するとともに、ブラザーグループ独自の新たな基準も追加しています。また、場合によっては、エネルギー使用量、温室効果ガス排出量、廃棄物排出量およびその種類、有害物質の使用量およびその種類、水の使用量・排出量などの各種データおよび証明書などの提出を要請することがあります。

本ガイドラインは、RBA が加盟企業に課す遵守義務のすべてを取引先様およびそのサプライチェーンに要請するものではありません。

本ガイドラインの「5. 環境に関する要求事項および要望事項」の各事項の文頭に示された<<順守要求事項>>、<<独自要求事項>>および<要望事項>の記載は、以下の通りブラザーグループから取引先様への各事項に対する要求レベルを示すものです。

<<順守要求事項>>

- 各国・地域の法令などに基づき、ブラザーグループが取引先様に順守することを求める事項

<<独自要求事項>>

- ブラザーグループが独自に取引先様に順守することを求める事項

<要望事項>

- RBA 行動規範に基づき、ブラザーグループが取引先様に RBA 行動規範への準拠を求める事項
- ブラザーグループが独自に取引先様に取り組んでいただくことを望む事項

3. 適用範囲

本ガイドラインの適用範囲は、ブラザーグループに部品、材料を納入いただいているすべての取引先様とします。

4. 用語の定義

4.1. 有害化学物質

国・地域の環境法令等において、人体または環境に対して有害性を有すると指定されている化学物質。

4.2. 固形廃棄物

不要になり廃棄の対象となった固形物。

4.3. モントリオール議定書

1987年9月16日、オゾン層の保護を目的とする国際協力のための基本的枠組を設定する「オゾン層の保護のためのウィーン条約」の下で、オゾン層を破壊するおそれのある物質を特定し、当該物質の生産、消費および貿易を規制して人の健康及び環境を保護するために制定された「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」。

議定書において規定する主な規制措置は、以下の通り。

- (1)各オゾン層破壊物質(ODS:Ozone Depleting Substances)の全廃スケジュールの設定
- (2)非締約国との貿易の規制(規制物質の輸出入の禁止または制限など)
- (3)最新の科学、環境、技術および経済に関する情報に基づく規制措置の評価および再検討
- (4)代替フロンとして使用されるハイドロフルオロカーボン(HFC)の段階的削減スケジュールの設定

4.4. ブラザーグループグリーン調達基準書

環境保全活動を推進している取引先様より、ブラザーグループが定める有害な化学物質を含有していない物品を購入するグリーン調達活動を行うために、ブラザーグループのグリーン調達活動に関する要求事項を取引先様に伝達することを目的とした基準書。

「ブラザーグループグリーン調達基準書」は、本ガイドラインの附属書として別途定められる。

4.5. 販売促進用の物品

ブラザーグループが、自らの製品の販売およびサービス提供の拡大を促すために、無償および有償を問わず自らの顧客などに頒布する物品。

4.6. 温室効果ガス

温室効果をもたらす気体。二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、亜酸化窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)、六フッ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃)が該当する。

4.7. スコープ1

事業者自らによる温室効果ガスの直接排出。

4.8. スコープ 2

他者から供給された電気、熱の使用に伴う間接排出。

4.9. 国際規格 ISO14001

環境マネジメントシステムに関する国際規格のことで、環境方針を策定し、環境側面を管理するために用いられるシステム。

なお、マネジメントシステムには、組織の体制、計画活動、責任、慣行、手順、プロセスおよび資源を含む。

4.10. 環境ラベル

ISO(国際標準化機構)で標準化された3種類の環境ラベル(タイプ I、II および III)のうち、各国独自の中立第三者機関によって運営され、定められた製品分類と判定基準に基づき、審査・認定を受けるタイプ I 環境ラベルを指す。

例:ブルーエンジェル(ドイツ)、ノルディックスワン(北欧 5 カ国)、エコマーク(日本)など

4.11. プリンティング・アンド・ソリューションズ事業製品

プリンター、複合機、ファクス、ラベルライター、ラベルプリンターおよびスキャナーなどの画像機器製品。

4.12. 環境ラベル対応取引先要求基準書

お客様が要求する地球環境に配慮された製品を創出するため、ブラザーグループのプリンティング・アンド・ソリューションズ事業製品で積極的に取得している環境ラベルに関する要求事項を集約し、取引先様に伝達することを目的とした基準書。

「環境ラベル対応取引先要求基準書」は、本ガイドラインの附属書として別途定められる。

5. 環境に関する要求事項および要望事項

5.1. 環境許可と報告

<<順守要求事項>>

- 所在国の環境法令等において、必要とされる環境上の許認可を受け、認可書および登録書などを最新の状態に保つこと、行政から要求される届出および報告を延滞なく必ず提出すること

5.2. 汚染防止と資源削減

<要望事項>

- 汚染物質の排出および廃棄物の発生を抑制し、公害防止設備の導入や導入後のメンテナンスを必要に応じて行うと共に、公害防止設備に関わるプロセスの変更などを適宜実施し、汚染物質排出・廃棄物発生を最低限に抑えること
- 水、化石燃料、鉱物、原生林製品などの天然資源の使用においては、生産、メンテナンス、設備プロセスの変更、材料の代替、再利用、保全、リサイクルまたは他の手段などを駆使して有効活用すること

5.3. 有害物質

<<順守要求事項>>

- 人体または環境に対し危険をもたらす有害化学物質(廃棄物を含む)については、その特定、必要に応じたラベル付けを含む管理を行い、安全な取り扱い、移動、保存、使用、リサイクルまたは再利用および廃棄を確実にすること
- 有害廃棄物については、有害廃棄物処理業者の評価を含め、有害廃棄物が安全に処理されること

5.4. 固形廃棄物

<要望事項>

- 固形廃棄物(有害物以外)の削減および責任ある廃棄のため、体系的に特定、管理、削減およびリサイクルなどの実施をすること

5.5. 大気への排出

<<順守要求事項>>

- 揮発性の有機化合物、エアロゾル、腐食性物質、微粒子、オゾン層破壊物質(モントリオール議定書および適用法規制にしたがって効果的に管理されている物質)および業務で発生する燃焼の副産物は、排出される前に必要に応じて特性確認、日常的監視、制御および処理すること

<要望事項>

- 必要に応じて自主基準を定め更なる改善をすること

5.6 物質の制限

<<順守要求事項>>

- 製品に含有される化学物質に対する禁止、制限および管理に関しては、原則、最新の「ブラザーグループグリーン調達基準書」に定められた事項を満たすこと
- 販売促進用の物品については、販売促進用の物品が頒布される国・地域において適用される法律および規制を順守すること
- 製品の製造における特定の化学物質の使用禁止および制限に関しては、製品が製造される国・地域において適用される法律および規制を順守すること

5.7. 水の管理

<要望事項>

- 水源、水の使用・排出について文書化し、特性を示し、監視するほか、節水施策を検討し、汚染経路を管理するため適切なシステムを構築すること
- あらゆる廃水は、排出または廃棄する前に、環境法令に従い、監視、制御、処理を実施すること
- 廃水処理に関わる設備の動作を日常的に監視し、最適な動作と規制の遵守を確保すること
- 必要に応じて自主基準を定め更なる改善をすること

5.8. エネルギー消費および温室効果ガスの排出

<要望事項>

- 全社的な温室効果ガス削減目標を設定すること
- エネルギー効率を改善し、エネルギー消費および温室効果ガス排出を最小限に抑える方法を追求すること
- エネルギー消費および関連するすべてのスコープ 1 および 2 の温室効果ガス排出量は、温室効果ガス削減目標に照らして追跡、文書化および公に報告すること

5.9. 環境管理システムの構築

<<独自要求事項>>

- 国際規格 ISO14001 を取得するかまたは ISO14001 に準じた環境管理システムを構築すること

5.10. 環境ラベルへの対応

<<独自要求事項>>

- プリンティング・アンド・ソリューションズ事業製品に使用する部品をブラザーグループに供給いただいている取引先様には、附属書Ⅱ「環境ラベル対応取引先要求基準書」を確認すると共に、必要に応じ対応すること

- なお、必要に応じ、附属書Ⅱ「環境ラベル対応取引先要求基準書」の基準に基づく証明書およびエビデンスの発行を求めることがあります

5.11. 生物多様性の保全

<要望事項>

- 事業活動が生態系に与える悪影響を減らすため、「5.2 汚染防止と資源削減」から「5.8 エネルギー消費および温室効果ガスの排出」における事項に加え、環境負荷の少ない原材料調達をすること
- 緑化拡大、在来種の保護および生息地の保全など生物多様性保全への取り組みを積極的に推進していただくこと

6. 改訂履歴

第1版 2021年9月24日 初版発行